

グリーンエネルギーCO2削減相当量等の取扱いに係る課題について

<課題>

- グリーンエネルギーによって削減されたCO2相当量のうち、国が設置する委員会で認証を受けたもの(以下「本認証制度」という。)について、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量として整理される予定。
- 本認証制度に基づき、グリーンエネルギー証書が発行された電力量については、削減されたCO2分をグリーンエネルギー証書として売却し、証書の購入者が温室効果ガス排出量から控除することが可能となるため、本電力量を購入する電気事業者が電力の排出係数を算出する際に当該削減相当量を加算する等調整を行わない限り、環境価値のダブルカウントの問題が発生する。
- また、本件で整理すべき課題は、前回の検討会で引き続き検討することとなった、J-VER(発電した電力を系統に送電する取組により削減された温室効果ガスの量を認証する可能性のある方法論)についても同様である。

